

掛川市規則第13号

掛川市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計規則の一部を改正する規則

掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

教育委員会 事務局	教育政策課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	学務課		
	学校教育課		

を

教育委員会 事務局	学務課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	学校教育課		

に改める。

別表第2中

教育委員会 事務局	教育政策課		
	学務課		
	学校教育課		

を

教育委員会 事務局	学務課		
	学校教育課		

に改める。

様式第2号（その1）を次のように改める。

様式第2号(その1)(第9条関係)

静岡県掛川市

納入済通知書

						合計金額			円
収納機関 番号		納付 番号		確認 番号		納付 区分			
納期限			期別		通知 番号				
取扱期限									

		総合計	円
納 氏 付 者			領 収 日 付 印
(掛川市控)			

☐ ※切り取らないでお出しく下さい。

納付書原符兼払込金受領証  
(掛川市)

期 別	
通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
料 額	円
	円
	円
合計金額	円
納期限	
取扱期限	

主管課名	領 収 日 付 印
静岡県 掛川市	

(金融機関控)

領 収 証 書  
(掛川市)

通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
料 額	円
合計金額	円
取扱期限	



(納付者控)

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

左記の金額を領収しました。

## 附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の掛川市会計規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。